

議案第196号

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月17日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）の一部を次のように改正する。

第1条「平成29年静岡市条例第12号）」の次に「及び静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第 号）」を加える。

第11条の見出し中「臨時又は非常勤職員」を「臨時的に任用された職員」に改め、同条中「臨時又は非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を「法第22条の3第1項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項及び静岡市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成29年静岡市条例第11号）第10条第1項の規定により臨時的に任用された職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

2 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第11条第5項中「及び第11条」を削り、「教育職員給与条例第9条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは」を「同条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、」に改め、「（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、教育職員給与条例第11条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」を削る。